

難民サポート報告

2006

2005年度年次報告

難民サポーター 緊急ファンド

難民サポーター、寄付者のみなさま

昨年度（2005年7月～2006年6月）のご支援ありがとうございました。
ここに、この1年の報告をさせていただきます。
今後どうぞよろしくお願い致します！

新入管法が施行された2005年の難民認定数は46人（前年比31人増）となりました。その他に97人が在留特別許可を与えられ、難民認定申請の結果として保護を受けた人の数は全体で143人に上ります。

皆様からいただいた緊急ファンドの対象者の中にも在留許可を受けた者が少なくなく、それぞれが新たな生活に向けて着実に歩みだしています。

緊急支援ケースの急増（3倍以上!）

✚ 2006年1月以降の難民申請者数は、前年の認定数拡大を受け、著しく増加しています。6月末までに、東京入国管理局（品川）だけで前年1年間の全国難民認定申請数（384件）を超え、これまで年間10件弱程度であった成田国際空港での申請も60件ほどが確認されています。

✚ 事務所に相談に訪れた人の数は1年間で31カ国265名。支援担当職員は延べ728件のカウンセリングを実施。またフリーダイヤルを開設したこともあり、電話相談が3365件にのびりました。入管収容施設の訪問や病院等への同行など事務所以外での支援にも力を入れました。さらに、より効率的な支援に向け、難民が集住する東京都や群馬県などのコミュニティーを訪問する形での相談会も実施しました。

JAR 相談件数(2005年7月～2006年6月)

- ☞ 相談室での相談件数
延べ728件(昨年度739件)
法律相談:422件(同396件)
生活相談:291件(同326件)
その他:15件(同15件)
- ☞ 外部での相談件数:208件(同231件)
- ☞ 電話相談:3365件
- ☞ 出身国:31カ国(同31カ国)

✚ 相談者の国籍で最も多かったのはビルマ（ミャンマー）271件。地域の不安定化を背景に、スリランカ、パキスタン、バングラデシュ、ネパールなどのアジア諸国やエチオピア、コンゴ民主共和国、ブルンジなどのアフリカ諸国出身者からの相談も多くなっています。

✚ 相談内容も多岐に渡り、特に、知り合いも住む場所もなく、所持金も尽きたという緊急ケースが後を絶ちません。特に2006年6月以降JARでの緊急支援支給ケースは44件と通年の3倍以上に急増しています（2006年10月末現在）。また、申請数激増を受けてか、一旦減少傾向にあった庇護希望者の長期収容が再び増加しています。家計を支えていた夫の収容により母子が困窮するケースが増え、生後1ヶ月の子を抱えた母親が泣きながら相談に訪れたこともありました。

さらに、2006年5月下旬以降、国際空港での申請者の仮滞在が不許可になり、来日後一度も上陸が許可されることなく、入管施設への収容が長期化しているケースが多数あります。これには、複数の未成年者が含まれ、子どもの権利の観点からも、深刻な懸念があります。

伴めぐみ〔難民アドバイザー〕

緊急ファンド

日本で生活していくために必要なお金に困っている難民への貸し出し・支給を目的として、2000年12月に設立した基金です。

支援の事例

相談の様子
「難民認定申請書」の書き方を指導しているところ
(ミャンマー(ビルマ)語)



難民申請前 Aさん <<30代女性・B国>>

増山 聖子〔難民アドバイザー〕

❖ 日本入国から難民支援協会に来るまで

Aさんはアフリカ出身の女性。1人で祖国を逃れて日本に来ました。入国当初から難民申請を望んでいましたが、入管にて帰国できないことを訴えたにも関わらず、言葉が通じず難民申請についての情報を得られませんでした。ビザの有効期限内に難民申請をしていれば、申請期間中ビザが更新されますが、彼女は申請方法が分からないでいたためにビザの有効期限が切れてしまいました。

地方にいたAさんは、その後、他の支援団体を経由して難民支援協会(JAR)にやって来ました。

❖ 緊急支援

お金もなく、JARに来る前はホームレス生活をしばらくのしていたそうです。スタッフが「大変でしたね」と話し始めた途端に、涙を流してそれまでの苦労を話してくれました。

通りすがりの日本人からお金を少しずつもらって食べ物を買って、公園のベンチの下などで寝ていたために風邪をひき辛かったそうです。難民のことを知りたくて困っていたのに、誰もJARや国連(UNHCR)のことを教えてくれなかった、という話でした。その時点でのAさんの所持金はわずか600円でした。

その話を聞き終わったのは夕方6時を過ぎていたため、JARでは生活支援スタッフが彼女が入れるシェルターをすぐに探しました。女性の

ホームレスであるにも関わらず、難民申請前やオーバーステイの状態であるために、複数の機関の公的支援を断られました。民間の女性シェルターに依頼をし、その日からの住居と食料、また医療までの支援協力をして頂くことができました。この民間女性シェルターに10日間居させてもらうことで、JARの法的支援スタッフとともに難民申請の準備を行いました。入管にはインターンが同行し、難民申請を済ませ、難民申請者のための公的支援によるシェルターに入ることができました。それまでの費用はJAR緊急ファンドで賄いました。

❖ さまざまな支援を得て・・・

その後もAさんは度々JAR事務所を訪れ、外国人登録や病院に関する生活支援や陳述書の作成、出身国の情報収集などの法的支援を受けています。難民申請者用のシェルターは短期間しか滞在できないため、JARのインターンとともに、保証人不要で、敷金・礼金もいらない安価なアパート探しをしました。現在はアパートで生活をしながら地域の日本語クラスに通い、徐々に日本での生活に慣れてきているようです。

Aさんのように、難民であっても申請するまでの手続きが分からず、また申請後の公的支援を受けるまでの住居費や交通費さえなく困窮したケースは、皆様の寄付によるJAR緊急ファンドによって全ての支援が可能になっています。

<緊急ファンド執行使途>

シェルター入居費(一部)	17,500円
交通費及び入管での写真撮影代等	4,000円

住居の下見を行う難民と職員。(以下の文章とは関係ありません)



難民申請～収容 Cさん 《30代男性・D国》

❖ お金をもらうことの精神的負担

"I really don't want to beg you to give me money...I hate to do this but I don't have any choice in Japan. I am very tired to beg you many times since I came to Japan."

(私は本当に、お金のことで人をお願いなんてしたくない…。そうしたくないが、でも日本では自分にはこの選択肢しかない。日本に来てから何度も頭を下げてばかりで、本当に疲れてしまった。)

現住のゲストハウスが閉鎖となったため、他のゲストハウスに移ることになり相談に来たCさんが言いました。

❖ 住む場所を探す

通常のゲストハウスは入居時に保証人や敷金・礼金がいない一方、1～2万円のデポジット(保証金)が必要です。Cさんの場合も、安いゲストハウスを自分で見つけてきましたが、日々ギリギリの生活をしている中で、デポジットを出すことは不可能でした。ゲストハウス閉鎖による引越しであったため、緊急ファンドからデポジット代2万円を出しました。公的支援の家賃の上限4万円以下の個室が見つからず、Cさんが見つけてきたのは見知らぬ人と部屋を共有する相部屋タイプでした。しかしCさんは、「精神的には個室の方がいいが、お金が無いので仕方がない」と答えていました。(毎日が不安とストレスでいっぱいである難民にとって、JARもできる限り個室タイプのゲストハウスを探していますが、4万円以下ではほとんど見つからないのが現状です。)

❖ 入居拒否、入管にも拒否され…収容

ところがCさんの見つけたゲストハウスに当日行くと、オーバーステイを理由にその日になって入居を拒否され、Cさんは行く場を失いました。すぐにJARにて、その日入居できる短期ゲストハウスを紹介しました。その日、長期入居できるゲストハウス探しを始めていたところで、Cさんは難民申請異議却下により、入管に収容されてしまいました。

"JAR is like my mother. The mother don't have money but trying to do anything she can do for her child. Child cannot survive without mother."

(JARは私の母親のようだ。母親はお金がないにも関わらず、子ども(Cさん)のためにできることは何でもしようと努力する。子どもは母親なしでは生きていられない。)

これはある日Cさんが事務所でスタッフに語った心境です。約2年前にアフリカのD国から来日したCさんは、入国後JARにて申請前の緊急支援を受け、その後もJARにて公的・生活支援を受けながら生活してきました。

Cさんの収容は2年間関わってきたスタッフにとっても悲しい知らせでしたが、現在も法的支援スタッフが仮放免に向けて支援を続けています。しかし今後仮放免をされても、訴訟中ケースになるCさんは公的支援を受けることができません。JARではシェルターを手配する必要がある一方、就労許可もないCさんにとってJARの緊急ファンドのみで生活費を補うという、厳しい生活が待っています。

<緊急ファンド執行使途>

住居費(ゲストハウス入居初期費用等) 20,000円

みんなの力で難民支援を！

今年度ご支援頂いた皆様には、心より御礼申し上げます。
 おかげさまで、多くの難民に対して支援ができました。
一方、緊急ファンドが底をつきそうなペースで、ニーズが寄せられています。

❖「緊急ファンド」の大きな需要

日本では、難民の生活保障に関する規定がなく、公的支援も限られています。そのため、難民のニーズの受け皿となる「緊急ファンド」は、大きな需要があります。

仮滞在制の許可が出たとしても就労が禁止されているため生活費はまかなえません。また、難民用の緊急宿泊施設（シェルター）やゲストハウスが満員の状態になるなど、庇護希望者の激増の影響も表れています。

支援できる金額は限りがある状況で、難民からの訴えがあっても、支援を断らざるを得ないこともあります。2006年10月末時点で既にファンドの残額は38万円を切っています。

❖難民の心の支えとして

特に冬は、街の華やかさとは対照的に、難民にとっては厳しい季節です。当会も冬を乗り越えられるよう、他団体・企業と連携して、食糧支援や物品提供を行うなど、工夫をしながら金銭以外の支援も行っています。しかし、医療費や交通費、住居費など金銭面でしか解決できない問題があります。

ぜひ、皆様お一人おひとりの力を難民にお貸しください。このファンドを支えてくださるのは、皆様のご支援です。また、そのご支援は、金銭面だけでなく、「こんなに多くの理解者が日本にはいる」という精神的サポートにもなっています。

2005年度(05年7月～06年6月)収支報告

(管理部担当：上野)

難民への直接支援金

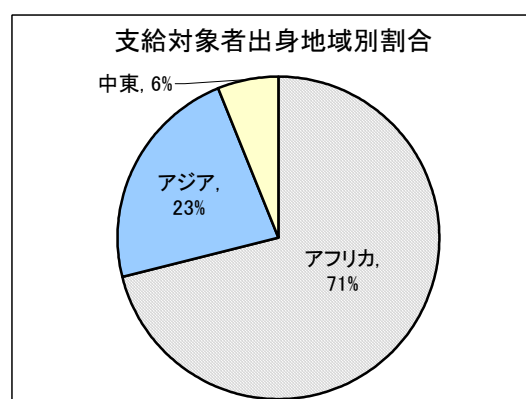
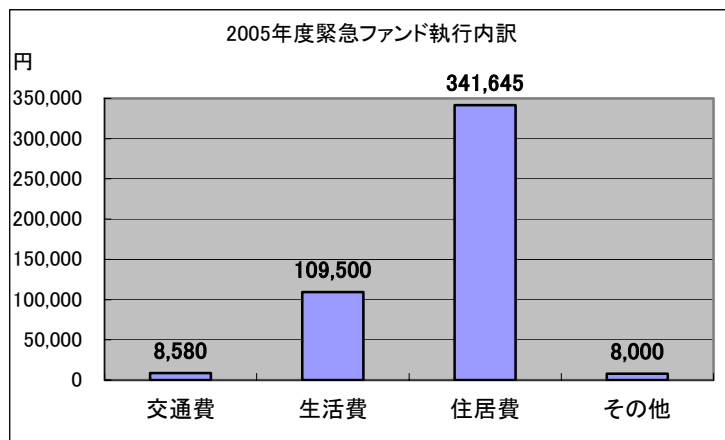
1) 収入	前期繰越金	872,754 円	
	前期修正	-14,384 円	
	「緊急ファンド」基金	416,000 円	合計：1,274,370 円
2) 支出	難民への支給 (37件)		合計：637,725 円
3) 次年度繰越金			合計：636,645 円

別途運営管理費

合計：405,000 円

(難民の同行のためのスタッフ交通費、人件費、また広報費等として活用しています)

難民への支給状況



特定非営利活動法人 難民支援協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-7-2 第二鹿倉ビル4F

Tel:03-5379-6001 Fax:03-5379-6002

難民専用フリーダイヤル:0120-477-472

info@refugee.or.jp

<http://www.refugee.or.jp/>

難民サポーターになってください！

サポーター—□5000円(1年)

>郵便振替口座：00100-0-132625

加入者名：難民支援協会

>みずほ銀行：飯田橋支店(普)1651402

特定非営利活動法人難民支援協会

*銀行振込の場合はお名前・連絡先を事務局までご連絡ください。